

寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護が重要であることにかんがみ、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。	第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護が重要であることに鑑み、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(加える)	(1) 電磁的記録 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。
(加える)	(2) 氏名、生年月日その他の記述等 文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された二切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。
(1) 個人情報 個人にに関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等特定の個人を識別することが	(3) 個人情報 個人にに関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。アにおいて同じ。)であつて、次のいずれかに該当するもの

できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(2) (略)

(3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的

をいう。

ア 個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 要配慮個人情報 本人の次に掲げる事項のいずれかが含まれる個人情報をいう。

ア 思想、信条及び宗教

イ 人種及び民族

ウ 社会的身分

エ 病歴

オ 犯罪の経歴

カ 犯罪により害を被った事実

キ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第4条で定める記述等

(7) (略)

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの

に構成したものをいう。

(加える)

(加える)

(4) (略)

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項

_____に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6)～(9) (略)

～略～

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱つてはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ寒川町個人情報保護制度運営審議会(第36条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業(以下「事務事業」という。)の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 犯罪歴

(4) 前3号に掲げるもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下

をいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索するができるように体系的に構成したもの

(9) (略)

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(11)～(14) (略)

～略～

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱つてはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ寒川町個人情報保護制度運営審議会(第36条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業(以下「事務事業」という。)の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下

この条において同じ。)を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア (略)

イ 個人情報の項目名及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときは、その根拠

ウ～オ (略)

2～6 (略)

～略～

(オンライン結合による提供)

第10条 (略)

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき

_____は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。その内容を変更しようとするときも、同様とする_____。

(加える)

(加える)

(加える)

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るために、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同

この条において同じ。)を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア (略)

イ 個人情報の項目名及び要配慮個人情報を取り扱うときは、その根拠

ウ～オ (略)

2～6 (略)

～略～

(オンライン結合による提供)

第10条 (略)

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るために、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同

じ。)について適正な維持管理を行わなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 保有個人情報のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。

2・3 (略)

～略～

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者_____

(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項)_____

_____に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下の項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されていると

じ。)について適正な維持管理を行わなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 保有個人情報の毀損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。

2・3 (略)

～略～

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者

(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項)これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下の項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されていると

き、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3 (略)

～略～

き、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条第5号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える部分を除く。)、第6条及び第7条第1項第5号イの改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、平成30年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 実施機関は、改正後の第6条の規定により寒川町個人情報保護制度運営審議会の意見を聞くこととされている事項については、この条例の施行の日前においても、同審議会の意見を聞くことができる。

(附則第3項関係)寒川町行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(行政指導の方式)	(行政指導の方式)
第32条 (略)	第32条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。	4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
(1) (略)	(1) (略)

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録_____ (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式_____で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

～略～

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

～略～

(附則第4項関係) 寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 電磁的記録 <u>電子的方式</u> _____、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式_____で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 電磁的記録 <u>電磁的方式</u>(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式<u>を</u>いう。)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>～略～</p>

(附則第5項関係) 寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるものを除く。

(2) (略)

～略～

(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)第2条第1号に規定する電磁的記録_____をいう。)であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるものを除く。

(2) (略)

～略～

寒川町個人情報保護条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第1号様式(第3条関係)	第1号様式(第3条関係)
[別添のとおり]	[別添のとおり]
～略～	～略～
	<u>附 則</u> <u>この規則は、平成30年6月1日から施行する。</u>

現 行

第1号様式(第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	部名		登録番号			
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
登録主管課等						
所管課等						
個人情報取扱事務	名称					
	概要	目的				
	根拠法令等					
個人情報記録から検索し得る個人の類型		の個人情報				
使用する主な個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	2	3	4	5	6
個人情報の項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 統柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚烟歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他
個人情報を取り扱う目的						
思想、信条等の個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他の個人権を損なうおそれのある事項	取扱根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 法令等の名称 [] <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条例 第6条	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外〔根拠: 条例第8条第3項第1号()該当〕 〔 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業〕 〔 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他()〕					条例 第8条
個人情報を利用する範囲	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 頭 <input type="checkbox"/> その他()					
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名) 〔項目名〕					条例 第9号
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> オンライン結合による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見()) <input type="checkbox"/> 無			条例 第10条
備考						

改 正 案

第1号様式(第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	部名		登録番号			
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
登録主管課等						
所管課等						
個人情報取扱事務	名称					
概要	目的					
根拠法令等						
個人情報記録から検索し得る個人の類型						
使用する主な個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	2	3	4	5	
個人情報の項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 統柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚烟歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他
個人情報を取り扱う目的						
要配慮個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により被害を被った事実 <input type="checkbox"/> 政令で定める記述等	取扱根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 法令等の名称 [] <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条例 第6条	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外〔根拠: 条例第8条第3項第1号()該当〕 〔 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業〕 〔 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他()〕					条例 第8条
個人情報を利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)					
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() 〔項目名〕					条例 第9号
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> オンライン結合による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見()) <input type="checkbox"/> 無			条例 第10条
備考						

現 行

(継続用紙)

個人情報取扱事務登録簿

機 開 名		部 名		登録番号	
-------	--	-----	--	------	--

改 正 案

(継続用紙)

個人情報取扱事務登録簿

機 開 名		部 名		登録番号	
-------	--	-----	--	------	--

個人情報記録から検索し得る個人の類型		の個人情報				
使 用 す る 主 な 個 人 情 報 記 録 (文書等の名称・件名)	1	2	3	4	5	6
個人情報の項目名	基 本 的 項 目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
□個人番号 □識別番号 □氏名 □性別 □生年月日・年齢 □住所・電話番号 □本籍・本籍地 □国籍 □統柄	□健康・病歴 □療養 □身体状況 □精神状況 □その他()	□親族関係 □婚姻歴 □家族状況 □居住状況 □その他()	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □資格 □趣味 □賞罰	□資産状況 □収入状況 □納税状況 □成績・評価 □その他()	□意見・要望 □相談内容 □顔写真 □その他()	□意見・要望 □相談内容 □顔写真 □その他()
個人情報を取り扱う目的	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他の個人権を損なうおそれのある事項 <input type="checkbox"/> 無					
思想・信条等の個人情報の取扱い	取扱根拠	□法令等 法令等の名称 []	□審議会意見()	条 例 第6条		
個人情報の収集先及び収集の方法	□本人 □日本人以外 [根拠: 条例第8条第3項第 号()該当] □国 □都道府県 □他の市町村 □刊行物等 □企業 □家族 □他の個人 □その他()	□頭 □その他の個人()	□文書	条 例 第8条		
個人情報を利用する範囲	□所管課等のみ □所管課等以外(課等名)			条 例 第9号		
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	□国 □都道府県 □他の市町村 □企業 □家族 □他の個人 □報道機関 □その他() 〔項目名〕					
電子計算機処理の有無	□有 □無	オンライン結合 による提供	□有(審議会意見) □無	条 例 第10条		
備考						

個人情報記録から検索し得る個人の類型		の個人情報				
使 用 す る 主 な 個 人 情 報 記 録 (文書等の名称・件名)	1	2	3	4	5	
個人情報の項目名	基 本 的 項 目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
□個人識別符号 □識別番号 □氏名 □性別 □生年月日・年齢 □住所・電話番号 □本籍・本籍地 □国籍 □統柄	□健康・病歴 □療養 □身体状況 □精神状況 □その他()	□親族関係 □婚姻歴 □家族状況 □居住状況 □その他()	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □資格 □趣味 □賞罰	□資産状況 □収入状況 □納税状況 □成績・評価 □その他()	□意見・要望 □相談内容 □顔写真 □その他()	□意見・要望 □相談内容 □顔写真 □その他()
個人情報を取り扱う目的	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により被害を被った事実 <input type="checkbox"/> 政令で定める記述等 <input type="checkbox"/> 無					
要配慮個人情報の取扱い	取扱根拠	□法令等 法令等の名称 []	□審議会意見()	□法政会意見()	□法令等 法令等の名称 []	条 例 第6条
個人情報の収集先及び収集の方法	□本人 □日本人以外 [根拠: 条例第8条第3項第 号()該当] □国 □都道府県 □他の市町村 □刊行物等 □企業 □家族 □他の個人 □その他()	□頭 □その他の個人()	□文書	□本個人 □日本人以外 [根拠: 条例第8条第3項第 号()該当] □国 □都道府県 □他の市町村 □刊行物等 □企業 □家族 □他の個人 □その他()	□文書	条 例 第8条
個人情報を利用する範囲	□所管課等のみ □所管課等以外(課等名)			□所管課等のみ □所管課等以外(課等名)		条 例 第9号
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	□国 □都道府県 □他の市町村 □企業 □家族 □他の個人 □報道機関 □その他() 〔項目名〕			□国 □都道府県 □他の市町村 □企業 □家族 □他の個人 □報道機関 □その他() 〔項目名〕		
電子計算機処理の有無	□有 □無	オンライン結合 による提供	□有(審議会意見 /□ただし書第 号該当) □無	□有(審議会意見 /□ただし書第 号該当) □無	条 例 第10条	
備考						